



平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)
 平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)
 平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)
 平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)
 第1事件原告 宮内正厳
 第2事件原告 溝川悠介外44名
 第3事件原告 北野重一外57名
 第4事件原告 高桑次郎外21名
 被 告 日本放送協会



証 拠 説 明 書 (12)

平成31年1月31日

奈良地方裁判所 民事部 1B係 御中

原告 訴訟代理人
 弁護士 佐藤 真理



| 号証 | 標目 | 原本 写し | 作成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|------|---------------------------|----------|----------------|-----------------------|--|
| 甲101 | 放送法遵守義務 確認等請求事件 意見書 | 原本 | 2019/01/ 28 | 西土彰一郎 (成城大学 教授) | <p>本件訴訟に関する憲法学者の立場からの意見書で、平成29年12月6日の受信料判決を中心に最高裁判所の判例を概観し、有力な行政法研究者の見解をも参照して、受信料判決により合憲と判断された受信料制度における「受信契約者の法的地位」について検討し(Ⅱ)、国民の知る権利の実質的な充足を目的とする放送法上の番組編集準則違反を理由とする受信契約者の具体的請求権の可否について、放送法制定当初の制度設計および行政実務(Ⅲ)、有力な憲法学説の議論を整理し(Ⅳ)、結論として放送法4条1項2号「政治的公平」および同4号「多角的論点解明」については、その最低基準を満たさないNHKの「事実」報道番組に対して、受信契約者は自己の知る権利の侵害を理由に公法上の当事者訴訟の確認の利益を有するとの見解を示している(Ⅴ)。</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | <p>受信料判決により、受信料拒否という「抗議」の途が絶たれ、NHKの運営に対する「政治」からの監視の比重ばかりが肥大化している状況のもとで、国民の知る権利の享有主体であり、かつNHKの維持運営のための費用を分担することによりその事業運営のあり方に正当な利益を有する受信契約者は、国民の知る権利の実質的な充足を目的とするところの放送法において定められている番組編集準則の遵守をNHKに対して求める具体的請求権を有するとの法律構成は、ますます重要となっていること、かつて準司法的機能を担っていた電波監理委員会において番組編集準則は法的拘束力を有していたところ、まして司法権を担う裁判所において国民が放送事業者による番組編集準則違反を争うことができるのは当然であること、放送法4条1項の番組編集準則のうち、2号の「政治的公平」と4号の「多角的論点解明」は、国民の知る権利の具体的権利性を確認したものに他ならないこと等を指摘し、番組編集準則を定める放送法4条1項2号「政治的公平」および同4号「多角的論点解明」については、その最低基準を満たさないNHKの「事実」報道番組に対して、受信契約者は自己の知る権利の侵害を理由に公法上の当事者訴訟の確認の利益を有するとの結論に至ったこと、この結論は、本意見書独自のものではなく、最高裁判所大法廷判決(受信料判決)の論理の展開および有力な公法学者の学説により支持されるものであること等を詳細に明らかにしている。</p> |
|--|--|--|--|--|--|



平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)
 平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)
 平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)
 平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)
 第1事件原告 宮内正蔵
 第2事件原告 溝川悠介外44名
 第3事件原告 北野重一外57名
 第4事件原告 高桑次郎外21名
 被 告 日本放送協会



証拠説明書 (13)

平成31年2月1日

奈良地方裁判所 民事部 1B係 御中

原告 訴訟代理人
 弁護士 佐藤真理



| 号証 | 標目 | 原本 写し | 作成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|------------|---|----------|----------------|-------------|-------------------------------------|
| 甲102 | 最高裁判所 昭44.11.26判決 (Westlaw Japan/1969WLJP CA11260012) | 写し | 1969/11/ 26 | 最高裁判所 | 西土意見書(甲101)の2頁1(1)で引用の最高裁判決の内容 |
| 甲103 の1 | 東京地方裁判所 平16.3.24判決 (判例タイムズ No.1181) | 写し | 2004/03/ 24 | 東京地方裁 判所 | 西土意見書の2頁1(2)「NHK期待 権事件」の第一審判決の内容 |
| 甲103 の2 | 東京高等裁判所 平19.1.29判決 (判例タイムズ No.1258) | 写し | 2007/01/ 29 | 東京高等裁 判所 | 西土意見書の2頁1(2)「NHK期待 権事件」の控訴審判決の内容 |
| 甲103 の3 | 最高裁判所 平20.6.12判決 (判例タイムズ No.1280) | 写し | 2008/06/ 12 | 最高裁判所 | 西土意見書の2頁1(2)「NHK期待 権事件」の上告審判決の内容 |

| | | | | | |
|------------|---|----|------------|---------------------|--|
| 甲104 | 「内部的メディアの自由」の可能性 『内部的メディアの自由－研究者石川明の遺産とその継承』 | 写し | 2013/08/31 | 西土彰一郎 | 「編集権」に対峙する観点から、NHK期待権事件を素材として、内部的メディアの自由の可能性を詳細に展開した論文 |
| 甲105 | 臨時放送関係法制調査会答申書 (抜粋) | 写し | 1964/09 | 臨時放送関係法制調査会 | 西土意見書の3頁脚注3の答申書の内容 |
| 甲106 | 行政法概念の諸相 (抜粋) | 写し | 2011/06/13 | 塩野宏 | 西土意見書の3頁脚注3の文献の内容 |
| 甲107 | 放送法制の課題 (抜粋) | 写し | 1989/11/30 | 塩野宏 | 西土意見書の4頁脚注5の文献の内容 |
| 甲108 | NHK受信料最高裁大法廷判決について 一憲法学の観点から (判例時報2373号) | 写し | 2018/08/21 | 木下智史 (関西大学教授) | 西土意見書の4頁脚注8で引用の文献の内容 |
| 甲109 の1 | 電波法放送法及管理委員会設置法詳解 (日信出版株式会社) | 写し | 1950/07/20 | 莊 宏 松田英一 村井修一 | 西土意見書の5頁脚注9で引用の文献の内容 |
| 甲109 の2 | 電波法放送法及管理委員会設置法詳解 第3編放送法 (日信出版株式会社) | 写し | 1950/07/20 | 莊 宏 松田英一 村井修一 | 西土意見書の5頁脚注9で引用の文献の内容 |

| | | | | | |
|------------|--|----|----------------|---------------------|---------------------------|
| 甲109 の3 | 電波法放送法及 管理委員會設置 法詳解 第4編電波監理委 員会設置法 (日信出版 株式會社) | 写し | 1950/07/ 20 | 莊 宏 松田英一 村井修一 | 西土意見書の5頁脚注9で引用の 文献の内容 |
| 甲110 | 「メディア法の主要 課題」 『メディア法研究 創刊第1号』 | 写し | 2018/09/ 29 | 鈴木秀美 | 西土意見書の6頁脚注15で引用 の文献の内容 |
| 甲111 | 人権と議会政 (抜粋) | 写し | 1996/06/ 30 | 芦部信喜 | 西土意見書の7頁脚注17で引用 の文献の内容 |
| 甲112 | 「ブロードバンド時 代の放送の位置 付け」 『公共哲学12 法律から考える公 共性』 | 写し | 2004/08/ 30 | 長谷部恭男 | 西土意見書の7頁脚注19で引用 の文献の内容 |
| 甲113 | 表現の自由Ⅱ —現代における 展開 (抜粋) | 写し | 1984/01/ 25 | 奥平康弘 | 西土意見書の7頁脚注20で引用 の文献の内容 |
| 甲114 | 言論法研究Ⅱ (知る権利・プライ バシー・国家機 密・デモ行進) (抜粋) | 写し | 1993/03/ 10 | 石村善治 | 西土意見書の7頁脚注20で引用 の文献の内容 |
| 甲115 | 言論法研究 憲法二十一条と 現代 (抜粋) | 写し | 1979/09/ 25 | 清水英夫 | 西土意見書の7頁脚注21で引用 の文献の内容 |

| | | | | | |
|------|--|----|----------------|-------------|-------------------------------|
| 甲116 | ケースメソッド憲法 第二版 (抜粋) | 写し | 2009/07/ 20 | 市川正人 | 西土意見書の8頁脚注24で引用 の文献の内容 |
| 甲117 | 放送の自由 〔増補第2版〕 (抜粋) | 写し | 2017/08/ 30 | 鈴木秀美 | 西土意見書の8頁脚注24で引用 の文献の内容 |
| 甲118 | 「第1章 放送の公共性 —とくに調査会答 申に関連して—」 『放送の公共性』 | 写し | 1966/06/ 30 | 伊藤正己 | 西土意見書の8頁脚注25で引用 の文献の内容 |
| 甲119 | テレビの憲法理論 —多メディア・多 チャンネル時代の 放送法制 (抜粋) | 写し | 1992/12/ 25 | 長谷部恭男 | 西土意見書の8頁脚注25で引用 の文献の内容 |
| 甲120 | 放送行政の法構 造と課題 —公正な言論空 間の変容と行政の 公共性 (抜粋) | 写し | 2004/02/ 25 | 稲葉一将 | 西土意見書の9頁脚注29で引用 の文献の内容 |
| 甲121 | 憲法解釈演習 —一人権・統治機構 (抜粋) | 写し | 2004/06/ 10 | 棟居快行 | 西土意見書の10頁脚注32で引用 の文献の内容 |
| 甲122 | 大阪地方裁判所 平21.3.31判決 (Westlaw Japan/2009WLJP CA03319007) | 写し | 2009/03/ 31 | 大阪地方裁 判所 | 西土意見書の11頁脚注35で引用 の第一審判決の内容 |

| | | | | | |
|------|--|----|----------------|-----------------------|-------------------------------|
| 甲123 | 大阪高等裁判所 平22.1.29判決 (Westlaw Japan/2010WLJP CA01299008) | 写し | 2010/01/ 29 | 大阪高等裁 判所 | 西土意見書の11頁脚注35で引用 の控訴審判決の内容 |
| 甲124 | 最高裁判所 昭38.10.22判決 (Westlaw Japan/1963WLJP CA10220004) | 写し | 1963/10/ 22 | 最高裁判所 | 西土意見書の12頁脚注36で引用 の最高裁判決の内容 |
| 甲125 | 憲法30講 〔新版〕 (抜粋) | 写し | 1999/12/ 10 | 中村睦男 | 西土意見書の12頁脚注36で引用 の文献の内容 |
| 甲126 | 憲法の基本原理 から考える (抜粋) | 写し | 2006/03/ 20 | 只野雅人 | 西土意見書の12頁脚注36で引用 の文献の内容 |
| 甲127 | 「判批」 (メディア判例百選 〔第2版〕) | 写し | 2018/12/ 20 | 稲葉一将 (名古屋大学 教授) | 西土意見書の12頁脚注37で引用 の文献の内容 |
| 甲128 | 最高裁判所 昭50.11.28判決 (Westlaw Japan/1975WLJP CA11280019) | 写し | 1975/11/ 28 | 最高裁判所 | 西土意見書の13頁脚注38で引用 の最高裁判決の内容 |
| 甲129 | 最高裁判所 平8.3.19判決 (Westlaw Japan/1996WLJP CA03190001) | 写し | 1996/03/ 19 | 最高裁判所 | 西土意見書の13頁脚注38で引用 の最高裁判決の内容 |

| | | | | | |
|------|---|----|----------------|-------------------|-------------------------------|
| 甲130 | 公共放送の財源 —NHK受信料訴訟大法廷判決をうけて (論究ジュリスト 2018年春号) | 写し | 2018/04 | 西土彰一郎 (成城大学教授) | 西土意見書の1頁脚注1で引用の文献の内容 |
| 甲131 | マス・メディア 法入門[第5版] (抜粋) | 写し | 2013/10/ 20 | 松井茂記 | 西土意見書の1頁脚注2、7頁脚注18で引用の文献の内容 |
| 甲132 | 放送制度 —その現状と 展望—2 (抜粋) | 写し | 1977/12/ 20 | 伊藤正己 | 西土意見書の9頁脚注28、11頁脚注34で引用の文献の内容 |